

茅ヶ崎都市計画地区計画の決定（茅ヶ崎市決定）
都市計画菱沼海岸地区地区計画を次のように決定する。

名 称		菱沼海岸地区地区計画
位 置		茅ヶ崎市菱沼海岸
面 積		約 1.5 ha
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、茅ヶ崎市の南東部、ＪＲ東海道本線茅ヶ崎駅から南東方向へ約 1.6 km に位置し、昭和 32 年以降、継続的にゴルフ場の一部として利用されている。周辺は住宅市街地として成熟してきている中であって、本地区とその東側のゴルフ場コース部分を合わせた土地利用は、地域の文化を形成し、周辺住環境とも調和した地域資源となっている。 「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、本地区を含む南東部地域の市街地像を「良好な生活文化を持った風格ある海辺のまち」としており、主要用途の配置の方針の中で「ＪＲ東海道本線の南側は、密集した低層住宅地としての土地利用が図られており、今後、基盤整備を推進するとともに湘南海岸の景観に配慮した良好な住宅地にする」としている。本地区と連続するゴルフ場のコース部分に関しては、市街化区域内の緑地の維持に関する方針において「貴重なオープンスペースとして保全」していくこと、自然的環境に関して「地域ごとの立地特性を踏まえたみどりの保全」、「身近なみどりの保全」、「海岸などに位置するレクリエーション拠点の整備・充実」、「広域避難場所等の防災拠点の防災機能の維持・確保」、「景観形成の骨格となるみどりの保全」といった方針を示している。 「ちがさき都市マスタープラン」の市域全体の将来都市構造においては、緑地・公園ゾーンに位置し、ヘッドランド周辺の「交流拠点」の形成、国道 134 号の「広域交流軸」の機能、海岸線の「水とみどりのつながり」の形成を目指すことが本地区に関連している。また、本地区が位置する南東部地域の地域別構想では、閑静な住宅市街地としての文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上、さらにヘッドランド周辺は交流拠点として自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人と人との交流を育む場の形成を目指すこととしている。 そのため、本地区計画においては、東側に隣接するゴルフコースが有する防災・減災、緑地・生物多様性の機能、ヘッドランド周辺の海岸線の存在を生かした人と人が交流を育む場の形成を目指し、ゴルフ場運営事業の中で、ゴルフ場の附属施設であるクラブハウスのほか、地域住民や事業者、来訪者等がこれまで以上に相互に交流を深められる都市機能の誘導を図り、市城南東部地域を特徴付ける地域資源としての魅力向上を目標とする。
	土地利用の方針	本地区が、ゴルフ場の一部として周辺の住宅市街地と調和を保って土地利用が図られてきた経過と、長期的なゴルフ場の継続という方向性のもと、周辺のみどりや海辺等の自然を感じ、心地よい時間を過ごすことができる市城南東部の魅力ある地域資源となるよう、ゴルフ場の附属施設であるクラブハウスのほか、周辺住宅地と調和したゆったりとした空間を継承しつつ、地域住民と来訪者に共通した魅力づくりに寄与するゴルフ場に関連した都市機能の誘導を図る。

		誘導を図る都市機能は、閑静な周辺市街地の住環境と調和し、ヘッドランド周辺の交流拠点の形成に寄与するものとする。
	地区施設の整備の方針	周辺住民やゴルフ場利用者等の来訪者の安全性確保のため、区画道路及び地区内通路を適切に配置する。また、周辺市街地の良好な住環境の確保のため、本地区北側の住宅地に接して緩衝緑地を配置する。 また、本地区への主要な経路となる国道１３４号からの市道に沿って、歩道状空地を配置する。
	建築物等の整備の方針	本地区が、市域南東部の魅力ある地域資源となるよう、ゴルフ場の附属施設であるクラブハウスのほか、周辺住宅地と調和したゆったりとした空間を継承しつつ、地域住民と来訪者に共通した魅力づくりに寄与するゴルフ場に関連した都市機能の誘導を図るにあたり、地域に馴染み、周辺市街地と調和した良好でゆとりある街並みの継承・形成に配慮し、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又は柵の構造の制限を定める。
	緑化の方針	本地区東側に隣接するゴルフコースや南側の保安林のみどりの存在に配慮し、緑豊かで潤いある街並みを維持・形成するため、緩衝緑地や歩道状空地のほかに、敷地内の緑化を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	施 設	規 模	配 置
		道路	区画道路（幅員 約 6.0 m） 延長 約 100 m 地区内通路（幅員 約 7.0 m） 延長 約 75 m	計画図表示 のとおり
		緑地	緩衝緑地 面積 約 370 m ²	
		その他の 公共空地	歩道状空地（幅員 2.0 m） 延長 約 120 m	
	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	1 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) ゴルフ場の附属施設（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基	

		準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (3) 事務所で床面積の合計が 500 m²以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) ゴルフ場を利用する者の宿泊を主たる目的とするホテル又は旅館で床面積の合計が 500 m²以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫にあっては床面積の合計が 3,000 m²以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）に限り、建築基準法施行令第 130 条の 5 第四号又は第五号に掲げるものを除く。） (6) 保育所その他これに類するもの、診療所又は巡査派出所若しくは公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物に附属する自動車車庫で床面積の合計が 3,000 m²以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000 m² ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は、当該境界線が地区施設である地区内通路に接する境界線にあっては 10 m 以上、市道 0207 号線に接する道路境界線にあっては 4 m 以上、地区施設である区画道路又は市道 1788 号線に接する道路境界線にあっては、2 m 以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの (3) この規定の適用の際に現に存する建築物であって、その壁面の位置が当該地の壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物の部分
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退区域（地区施設である地区内通路に沿って定められている区域においては、地区内通路の境界線から 2 m を超える距離にある部分を除く。）には、次の各号に掲げる工作物は、設置してはならない。 (1) 自動販売機 (2) 機械式車庫 (3) 建築設備機器 (4) 前各号に掲げる工作物に類するもの
	建築物の形態又は意匠の制限	地区周辺と調和のとれた街並みに配慮するよう努めるものとする。 建築物の屋根、外壁又は屋外広告物は、茅ヶ崎市景観計画による景観形成基準に基づく色彩とする。
	建築物の緑化率の最低限度	20% ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
	垣又は柵の	市道又は地区施設である区画道路若しくは地区内通路の境界線に面する

		構造の制限	部分に設ける垣又は柵は、生け垣又は高さ1.2m以下のフェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。なお、垣又は柵（生け垣を除く。）は、地区施設である区画道路、地区内通路又は歩道状空地の境界線から0.6m以上後退させるものとする。
--	--	-------	---

「区域は計画図表示のとおり」